新潟県条例第45号

新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県道路占用料徴収条例(昭和28年新潟県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改 正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後							改 正 前						
別	表 (第2	条関係)				別表 (第2条関係)							
	占月	制物件	占 用 料			占 用 物 件			占	用	料		
			単位	所 右	主 地				単位	所 右	E 地		
				市	町村			,		市	町村		
	法第32	第1種電柱	(略)	590	470		法第32	第1種電柱	(略)	540	420		
	条第1	第2種電柱		900	730		条第1	第2種電柱		830	640		
	項第1	第3種電柱		1, 200	980		項第1	第3種電柱		1, 100	870		
	号に掲	第1種電話柱		530	420		号に掲	第1種電話柱		480	370		
	げるエ	第2種電話柱		840	680		げるエ	第2種電話柱		770	600		
	作物	第3種電話柱		1, 200	930		作物	第3種電話柱		1, 100	820		
		その他の柱類		53	42			その他の柱類		48	37		
		(略)	(略) (略)					(略)	(略)	(略)			
		地下に設ける		(略)	3			地下に設ける		(略)	2		
		電線その他の						電線その他の					
		線類						線類					
		路上に設ける	(略)	510	410			路上に設ける	(略)	470	370		
		変圧器						変圧器					
		地下に設ける	(略)	320	250			地下に設ける	(略)	290	220		
		変圧器	(=4-)					変圧器	(25)				
		変圧塔その他	(略)	1, 100	850			変圧塔その他	(略)	960	750		
		これに類する						これに類する					
		もの及び公衆電話所						もの及び公衆 電話所					
		郵便差出箱及		440	360			郵便差出箱及		400	310		
		が信書便差出		440	300			が信書便差出		400	310		
		箱						箱					
		広告塔	(略)	(略)	860			広告塔	(略)	(略)	920		
		その他のもの	(略)					その他のもの	(略)				
	沙	外径が0.15メ		1, 100	850 38		沙	外径が0.15メ		960	750 34		
	法第32 条第1	ケートル未満の	(略)	47	38		法第32 条第1	クト住か0.15メ	(略)	43	34		
	項第2	もの						もの					
	号に掲	外径が0.15メ		63	51			外径が0.15メ		58	45		
	げる物	ートル以上		00	01			ートル以上		00	10		
	件	0.2メートル					件	0.2メートル					
	, .	未満のもの						未満のもの					
		外径が0.2メ		130	100			外径が0.2メ		120	90		
		ートル以上						ートル以上					
		0.4メートル						0.4メートル					
		未満のもの						未満のもの					
		外径が0.4メ		320	250			外径が0.4メ		290	220		
		ートル以上1						ートル以上1					

	メートル未満 のもの 外径が1メー トル以上のも							ート もの	·ル未)	満				
				630	510		外	径が	1メ	_		580	450	
							1	ルり	上の	t)				
	0)							の						
法第32	自	法第2	地	(略)	(略)	3	法第32	自	法算	第 2	地	(略)	(略)	2
条第1	動	条第2	下				条第1	動	条算	第 2	下			
項第3	運	項第5	に				項第3	運	項第	第 5	に			
号に掲	行	号に規	設				号に掲	行	号に	こ規	設			
げる施	補	定する	け				げる施	補	定	する	け			
設	助	自動運	る				設		自重		る			
	施	行装置	t						行訓		ŧ			
	設	による	0					設	123		の	1		
		検知の	そ		11	8				田の	そ		10	7
		対象と	0							象と	\mathcal{O}			
		して設	他							て設	他			
		置する導線そ	<i>の</i>							する 泉そ	<i>の</i>			
		学級での他の	ŧ							_{歌で} 也の	t			
		線類	の						線類		0)			
		道路の	上 畫浩	(略)	840	680				<u>8</u> 各の相	生活	(略)	770	600
		又は交流		(44)	010	000				は交通		(44)	110	000
		状況を								兄をま				
		する標準								5標え				
		その他の	の柱						その	の他の	り柱			
		類							類					
		その他	上	(略)	530	420			その	の他	上	(略)	480	370
		のもの	空						のす	もの	空			
			に								に			
			設								設			
			け								け			
			る。								る。			
			\$								t			
			の地		320	250					の地		200	220
			下		320	250					地下		290	220
			に								に			
			設								設			
			け								け			
			る								る			
			ŧ								ŧ			
			の								の			
	そ	の他のも	の		1, 100	850		そ	の他	のも	の		960	750
法第32多	を第	1項第4	1号	(略)	1, 100	850	法第32约	条第	1項	第4	号	(略)	960	750
に掲げる	5施	設					に掲げる	る施	設					
法第32	地	下階数	女が		A 1⊂ 0. 0	004を乗	法第32	地	下	階数	ばが	'	A ₹ 0.0	<u>)05</u> を乗
条第1	街	及 1 0) t		じて得た	こ額	条第1	街	及	10	t t		じて得た	注額
項第5	び	地の					項第5	び	地	\mathcal{O}				
		PELIAND	L.28		A 17 0 (からなる	号に掲	下	索	階数	· 35:		A ₹ 0.0	100 た垂
号に掲 げる施	下	室 階数	X 733		A に <u>0. (</u> じて得た	<u>)06</u> を乗	げる施	'	土	百数	.//		じて得た	

設		の				
,,,,		階数が		A 12 0. (007を乗	
		3以上		じて得た		
		のもの) (197C IIX		
	上空心	こ設ける		940	430	
	通路			310	100	
		こ設ける		560	260	
	通路	- p() U				
	その化	也のもの		1, 100	850	
法第32	(略)					
条第1		也のもの	(略)	(略)	86	
項第6	C 12 L	> 0 ->	(-4)	(-1)	00	
号に掲						
げる施						
設						
政令第	看板	一時的	(略)	(略)	86	
7条第	(ア	に設け				
1 号に	ーチ	るもの				
掲げる	であ	その他	(略)	(略)	860	
物件	るも	のもの				
	のを					
	除					
	⟨。)					
	標識		(略)	840	680	
	旗ざ	(略)		Г	1	
	お	その他	(略)	(略)	86	
		のもの				
	幕	(略)				
	(政	その他	(略)	(略)	86	
	令第 7条	のもの				
	第4					
	号に					
	掲げ					
	る工					
	事用			l		
						
	かった。かられている。					
	施設					
	施設であ					
	施設 であ るも					
	施でるのの					
	施でるの除	車道を	(略)	(略)	860	
	施でるの除く。)	車道を横断す	(略)	(略)	860	
	施でるの除くア		(略)	(略)	860	
	施でるの除くア	横断す	(略)	(略)	860	
	施でるの除くア	横断す るもの	(略)			
政令第7	施でるの除くアチ 条第	横断す るもの その他	(略)			

設	通路 地下に 通路 その(略)	の 階数以上 のもける こ設ける 上のもの	(略)	Aに <u>0.0</u> で得た客 970 580 960	1 を乗じ (460 (280 (750 (92
設 政令第 7条第 1号に	看板 (ア ーチ	一時的に設けるたの	(略)	(略)	92
1号に 掲げる 物件	一でるの除く	るもの その他 のもの	(略)	(略)	920
	標識		(略)	770	600
	旗ざ	(略)			
	お	その他 のもの	(略)	(略)	92
	幕(令7第号掲る事施でるの除く アチー政第条4にげ工用設あもをニ) 一	(略) そのもの 車 道断	(略)	(略)	92
		るもの その他		970	460
政令第一		のもの 2 号に掲	(略)	960	750

政令第7条第3号に掲げる施設			(略)	A に <u>0.</u> じて得7	<u>031</u> を乗 た額	政令第7条第3号に掲げる施設				Aに <u>0.033</u> を乗 じて得た額	
政令第7条第4号に掲 げる工事用施設及び同 条第5号に掲げる工事 用材料			(略)	(略)	86	政令第7条第4号に掲 げる工事用施設及び同 条第5号に掲げる工事 用材料			(略)	(略)	92
げる仮詞	政令第7条第6号に掲 げる仮設建築物及び同 条第7号に掲げる施設			110	85	げる仮記	设建築 物	5 号に掲		96	75
政 7 8 掲 施	又は記路の記 設ける	ネル架面も設 階 1 の階 2 の階 3 の数 0 数 0 数以もが 4 が 5 が 5 が 5 が 5 が 5 が 5 が 5 が 5 が 5	(略)	じて得か Aに0.0 じて得か Aに0.0 じて得か	004 を頼 006 を乗 こ額	政 7 8 掲 施 第 第 に る	又は高 路の記 設ける	ネ	(略)	じて得7 Aに <u>0.</u> じて得7 Aに <u>0.</u> じて得7	005 を乗 ご額 008 を乗 ご額
		也のもの		Aに <u>0.</u> じて得7	<u>025</u> を乗 た額			也のもの		A に <u>0.</u> じて得7	033 を乗 た額
政令第 7条第 9号に 掲げる 施設	建築物	勿		Aに <u>0.015</u> を乗じ て得た 額	Aに <u>0.022</u> を乗じ て得た 額	政 7 9 号 げ 設 施	建築物	勿		Aに 0.016 を乗じ て得た 額	Aに 0.023 を乗じ て得た 額
	その何	也のもの		Aに <u>0.011</u> を乗じ て得た 額	Aに <u>0.015</u> を乗じ て得た 額		その他	也のもの		Aに <u>0.012</u> を乗じ て得た 額	Aに <u>0.016</u> を乗じ て得た 額
政 7 10号 指 が 車 場	7条第 10号に その他のもの 掲げる 施設及 び自動 車駐車			-	022を乗	政 7 10 月 月 月 月 月 月 月 日 月 日 日 は 正 日 ま は の ま は の ま は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の に の は の に 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に 。 に る に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に る に る に 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	建築物	也のもの		-	023を乗
政令第トンネルの上7条第又は高架の道11号に路の路面下に			Aに <u>0.015</u> を乗じ	Aに <u>0.022</u> を乗じ	政令第 7条第 11号に	又は福	ネルの上 高架の道 各面下に		Aに <u>0.016</u> を乗じ	Aに <u>0.023</u> を乗じ	

掲げる	設けるもの		て得た	て得た		掲げる	設けるもの		て得た	て得た		
応急仮			額	額		応急仮			額	額		
設建築	上空に設ける		A に <u>0</u> .	022を乗		設建築	上空に設ける		A 1⊂ 0.	023を乗		
物	もの		じて得力	た額		物	もの		じて得た	こ額		
	その他のもの		A に <u>0</u> .	031を乗			その他のもの		A に <u>0.</u> (033を乗		
			じて得た額						じて得た額			
政令第7	7条第12号に掲		Aに <u>0.025</u> を乗			政令第7	7条第12号に掲		Aに <u>0.033</u> を乗			
げる器具	ずる器具		じて得た額			げる器具			じて得た額			
政令第	トンネルの上		A۱۲	A۱۲		政令第	トンネルの上		A۱۲	Aに		
7条第	又は自動車専		<u>0.015</u>	<u>0.022</u>		7条第	又は自動車専		<u>0.016</u>	<u>0. 023</u>		
13号に	用道路(高架		を乗じ	を乗じ		13号に	用道路(高架		を乗じ	を乗じ		
掲げる	のものに限		て得た	て得た		掲げる	のものに限		て得た	て得た		
施設	る。)の路面下		額	額		施設	る。)の路面下		額	額		
	に設けるもの						に設けるもの					
	上空に設ける		A に <u>0</u> .	022を乗			上空に設ける		A に <u>0.</u> (023を乗		
	もの		じて得れ	た額			もの		じて得た額			
	その他のもの		A に 0.	<u>031</u> を乗			その他のもの		A ₹ 0.	033を乗		
			じて得力	た額					じて得力	こ額		
備考(備考 (略)						備考(略)					

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき 占用料については、なお従前の例による。